

五 方 募 法 入 決 定 の	四 發 行 方 法	三 用 振 替 等 法 の 適	二 の 法 律 項 及 び	一 發 行 名 稱 及 び	条 令 件 和 元 年 次 六 月 と 十 一 日	令 和 元 年 五 月 六 月 と 十 九 日	國 債 の 發 行 等 に 關 す る 告 示 第 三 十 四 号	財 務 省 告 示 第 五 条 第 十 一 項 。 昭 和 五 十七 年 大 藏
争市る参てをび回と入利振の以律社一法会十財回利付 入場も加、し利りい札回替適下へ債項律計四政 札特の者財た回競うへり機用「平、株式等の振替に付 発別にご務後り争」。以を関を受けるも「四十年」の規 行參よと大に競入に下競争は受け法律第十二年 「加るに臣行争札による利に付けるも「四十一年」の規 と者発応がわ入発行回り競てとし。法律第十三年 い・行募各れ札「度債入募」とは「四十年」の規 う第へ限國るの「下額市札入」とは「四十一年」の規 。II以「下額市札入」とは「四十一年」の規 非下額市札入「下額市札入」とは「四十一年」の規 価「を場での」、「下額市札入」とは「四十一年」の規 格国定特あ決「下額市札入」とは「四十一年」の規 競債め別つ定及利「下額市札入」とは「四十一年」の規	用 振 替 等 法 の 適	の 法 律 項 及 び	發 行 名 稱 及 び	號 名 稱 及 び	利 付 國 庫 債 券 （ 四 十 年 ） — 太 郎	利 付 國 債 券 （ 四 十 年 ） — 太 郎	財 務 大 臣 麻 生 太 郎	利 付 國 債 券 （ 四 十 年 ） — 太 郎

七	六
口 イ 払	イ 發
非者特国行争利込行争非者特国	行争利行争非者特国行争利
価・別債入回入価・別債	入回行入価・別債
格第参市札り金札格第参市	札り札格第参市札り
競II加場発競額発競II加場	発競額発競II加場発競
四 円 三 千 九 百 四 十 五 百 億 三 千 七 百 五 十 万 円	でた条特百債のに五つ定う額 五利第別六に規関億いにち面 十付一會十つ定す三て基、金 億国項計九いにる千はづ財額 円債のに億て基法百、き政で に規関六はづ律六額発法三千 つ定す千、き第十面行第千 いにる八額発四万金し四九 て基法百面行十円額た条百 、づ律四金し六、で利第九 額き第十額た条特二付一十 面発四万で利第別千国項 金行十円千付一會二債の 額し六九国項計十に規
	込募各りい各 み限国当も申 の度債ての込 応額市るかみ 募の場。らの 額範特そう を囲別のち 割内參応 りに加募 当お者額利 ていごを回 るてと順り 。各の次の 申応割低

十六	十五	十四	十 三	十二	十一	十 一	九	八
償 還 期 限	後 の 利 期 限	第 二 利 期	初 期 利	の 経 利 込 利 み 子	利 過 利 子 率	發 行 価 格	發 行 價 日	振 替 單 位
和 子 年 四 を そ 払 三 十 支 の 期 月 一 払 日 と 二 年 う 以 し 十 三 。前 。日 月 六 各 及 二 月 支 び 十 間 払 九 に 期 月 属 に 二 す お 十 る い 日	額 面 金 額 期 及 翌 日 び 営 休 支 次 元 × に 第 業 業 払 の 年 100 0.5 つ 十 日 日 う 算 九 い 六 に に 。式 月 2 1 て 号 支 當 た に 二 同 に 払 た だ よ 十 じ お う る し り 日 。 い へ と 、 算 を 。 い て 以 き 支 出 支 規 下 は 払 し 払 定 、 、 期 た 期 す 次 そ が 金 と	額 面 金 額 の 総 額 × 100 0.5 × 100 0.5 × 365 70	定 り 払 募 年 十 額 令 す 額 の 振 五 。す 算 込 入 〇 五 面 和 る の 記 替 万 る 出 金 決 ・ 錢 金 元 。整 載 法 期 し 額 定 五 額 年 数 又 の 日 た に の パ 百 五 倍 は 規 に 金 加 通 一 円 月 の 記 定 払 額 え 知 セ に 二 金 録 に い を 、 を ン つ 十 額 は よ に 二 金 録 に 払 額 え 知 セ に 二 金 録 に い を 、 を ン 込 第 次 受 ト き 九 に 、 る む 二 の け 九 日 よ 最 振 も 十 算 た 九 日 よ 低 替 の 号 式 者 八 円 の 面 座 す 規 よ 、 七 と 金 簿	額 低 行 争 額 面 札 金 発				

二十  
十九  
八七

払者入払元償  
込札場利還  
期參所金金  
日加支額

令財日額  
和務本面  
元大銀金  
年臣行額  
五月から百円  
二十九通知につき  
日を受け百円  
十九受けた者